

自治基本条例の概要 (総則)

平成21年10月15日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の概要総則①目的 p11(条文集)

1. 目的の比較

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
目的	第1条 この条例は、 町政運営 の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに町及び議会の役割と責務を明確にし、 町民主権の町政運営を推進することにより、下川町の自治の確立 を図ることを目的とします。	第1条 この条例は、 白老町における自治 の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、 自主自立のまちづくりを進め、自治 を実現することを目的とします。	第1条 この条例は、 まちづくり の基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、 市民自治によるまちづくりの推進 を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 本市における自治 の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、 市民自治を確立 することを目的とします。	第1条 この条例は、 市における自治 の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって 自主自立のまち を実現することを目的とする。	第1条 この条例は、 ニセコ町のまちづくり に関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、 自治 の実現を図ることを目的とする。	この条例は、 八雲町のまちづくり に関する基本理念及び基本原則を定め、町民、議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町を創るための基本的な事項及び制度を定めることにより、 町民主体の自治 を実現することを目的とします。	

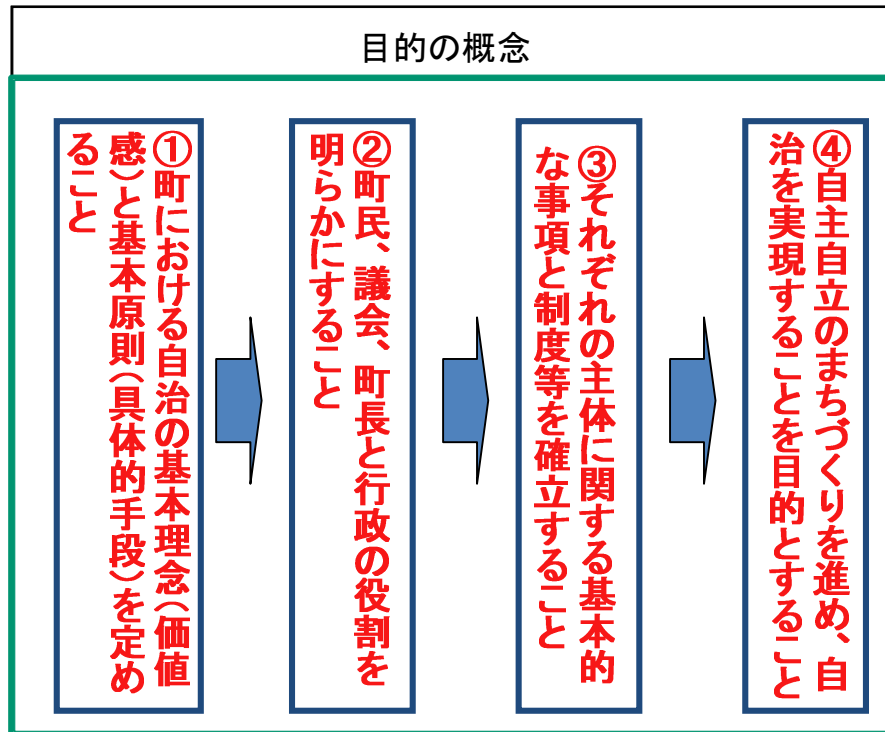
(注1) 目的は条例の目的(どのような目的で制定されたのか)タイプと条例制定の目的(どのような事項を規定したのか)タイプの2タイプがあるが、現在は混在し、後者が主流となっている。したがって、その後の骨格と関係が深い。

(注2) 条例適用の範囲をどこまでとするか。町政とするタイプ(下川町)と〇〇町(下川町以外)とするタイプがある。

(注3) このあと規定する基本理念や基本原則は「自治の」なのか、「まちづくりの」なのか、である。本来、ここに条例名称の由来があるが、最近では条例名称との関係はあいまいとなっている。

自治基本条例の概要総則①目的 p11(条文集)

(1)目的



白老町自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、①白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、②町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、③それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、④自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

ポイント

条例制定の目的(この条例はどのような事項を規定したのか)
→主語は

①町における自治の基本理念(価値感)と基本原則(具体的手段)を定めること

なぜ→2000年4月の地方分権改革一括法で地方自治法が改正され、**国と都道府県・市町村との間の役割分担が見直され**、「地域における団体自治」の実施は地方自治体の役割であり、国は地方自治体の役割分担に配慮しなければならないとなった。
→「上下・主従」の関係から「対等協力」の関係に変わった

そのため、**町の自治(自己決定・自己責任)を行うための価値感の共有を定める必要が生じた。**

②町民、議会、町長と行政(職員)の役割を明らかにすること(再確認)

③それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立すること(制度の見直し)

なぜ→地方自治法が改正され、**自治体が自らの責任で決定できる範囲が拡大したことを受けて**、**町民、議会、町長と行政(職員)の役割を再確認し、制度等の確立をする。**→時代の変化に対応する必要がある

④自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とすること

なぜ→**従来の国の指示を待つ自治体運営から、自らの意思(責任)で決定する自治体経営に**、白老町は変わるため、**地域の自立のための条例を制定することを目的とする。**

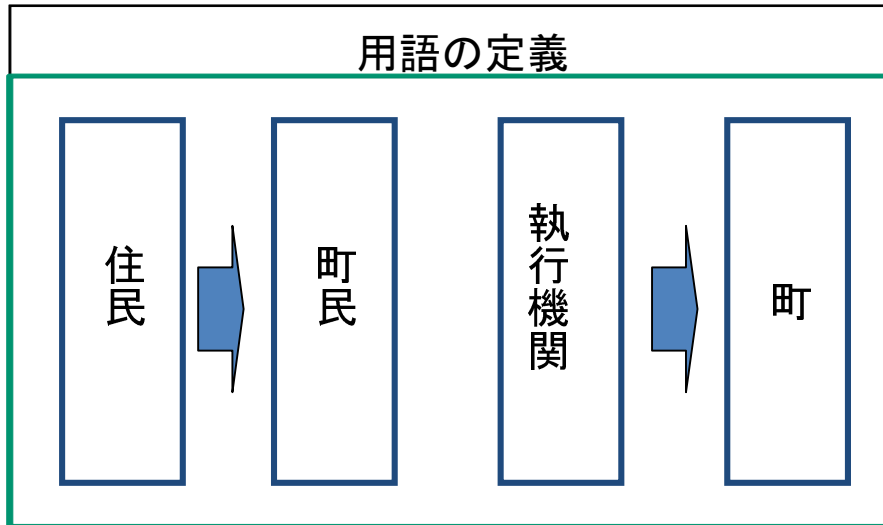
自治基本条例の概要総則②用語の定義 p12(条文集)

2. 用語の定義比較

用語の定義	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町	美幌町
住民							町内に住所を有する人をいいます	
町民(市民)	町内に住む人、町内に事務所がある法人及び町内で活動する団体	町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます	市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう	本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます	ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人		前項に掲げる人又は町内で働き、学び、事業活動その他の活動を営む人若しくは団体をいいます	
町(市)	町長をはじめとするすべての執行機関	執行機関と議会をいいます	議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう		基礎自治体としての上越市をいう			
議会							選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます	
執行機関(市長等、行政)		町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます			市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう		町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます	
町政	下川町における政治及び行政の全体						議会と行政が担う自治の領域をいいます	
まちづくり							明るく活気にあふれ、住みよい八雲町を創るための公共的な活動をいいます	
町民活動団体		町民が自主的に組織した団体の総称をいいます						
参加(市民参画)				市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます	市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう			
協働				市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます	市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう		町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます	

自治基本条例の概要総則②用語の定義 p12(条文集)

(2)用語の定義



白老町自治基本条例

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。

(2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 町 執行機関と議会をいいます。

(4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

ポイント

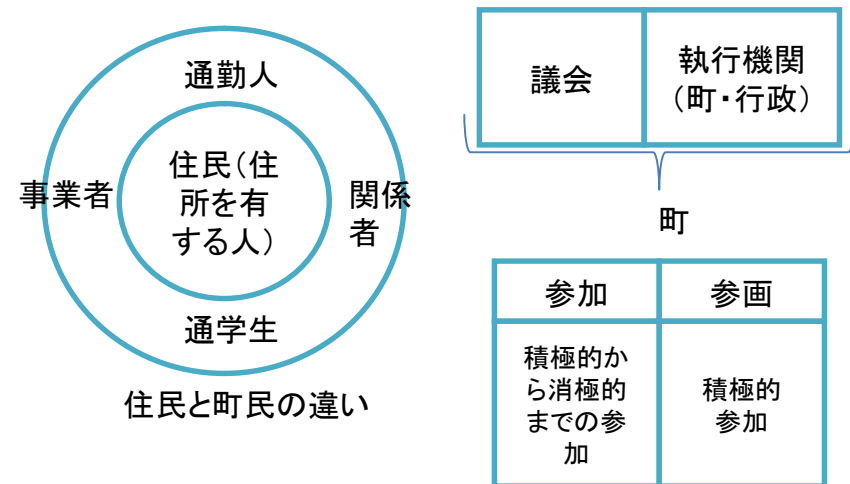
①町民 町内に住み(住民)、働き(通勤)、学ぶ者(学生)及び町内で事業活動を営む者(事業者)をいいます。

→なぜ、町民を広義に規定するか。市民参加や協働の当事者として、住民のみに限定しないという考え方。

②町 議会と執行機関をいいます。→「町」の定義に矛盾があるところがある→町という総称を使わず、議会及び執行機関(行政)は、または、執行機関(行政)はというように正確に表現した方がよい。

③執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。

④参加 町民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、町政に主体的にかかわり、行動することをいいます。



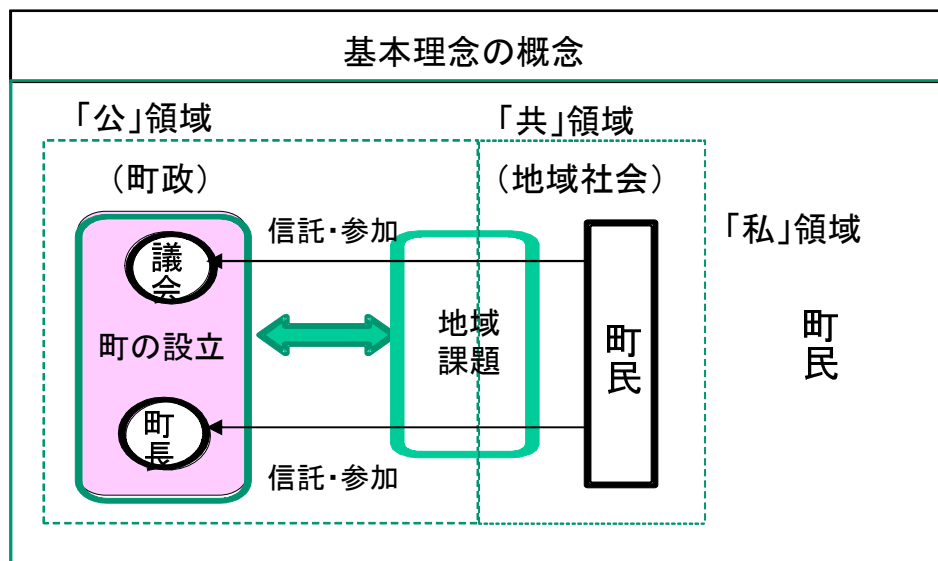
参加の姿勢or参加の状態により区別

自治基本条例の概要総則③基本理念 p14(条文集)

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
基本理念	<p>第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備します。</p> <p>(1) 町及び議会は、町民の知る権利及び個人情報保護に関する権利を保障するとともに、積極的な情報公開を行うことにより、町民参加を推進するための条件を整えます。</p> <p>(2) 町及び議会は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。</p> <p>(3) 町及び議会は、町政運営の質的向上を図るため、基本的な制度の確立及び運用の原則を明らかにします。</p> <p>(4) 町は、社会経済情勢の変化や町政運営の課題に対応するため、効率的で機動的な行政組織を編成するとともに、職員の能力向上に努めます。</p> <p>(5) 議会は、町民の意思を反映するとともに、町政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上に努めます。</p> <p>(6) 町及び議会は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行います。</p> <p>(7) 町及び議会は、より良い地域社会の形成や町政運営における課題解決のため、多様な主体との連携かつ協力を進めます。</p> <p>2 町は、この条例に基づき、町政運営の制度全般を組み合わせ活用し、より効果があがるよう努めます。</p>	<p>第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていくとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたるまちづくりに取り組みます。</p>	なし	<p>第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</p> <p>(2) 市民は、その信託に基づく市政にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</p> <p>(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>	<p>第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。</p> <p>(2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。</p> <p>(3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。</p> <p>(4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。</p> <p>(5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。</p> <p>(6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自律的に市政運営を行うこと。</p>	なし	<p>私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。</p> <p>(1) 私たちのまちは、私たちが創るという明確な意思をもって考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい八雲町の実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。</p> <p>(3) まちづくりを次世代に引き継いでいくという意味のもとに、持続可能な地域社会の創造をめざします。</p>	

自治基本条例の概要総則③基本理念 p14(条文集)

(3) 基本理念



川崎市自治基本条例

(基本理念)第4条 市民及び市は、次に掲げることを**基本理念として市民自治の確立を目指します**。

(1) 市民は、**地域社会の課題を自ら解決**していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく**市政に自ら主体的にかかわる**ことにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、**自治体としての自立を確保**すること。

ポイント

条例の基本理念

①**理念を前文に入れているところがある**。→ 苫小牧市

②**基本理念は「町の共通の価値(理想)」**

・基本理念として市民自治の確立 → 自分たちのことは自分たちで決める

・**地域社会の課題を自ら解決** → 私たちが住んでいる地域の問題は私たち自ら解決するため働きかける。

・**町政に自ら主体的にかかわる** → 議会や執行機関の決定過程に町民自ら主体的に参加する

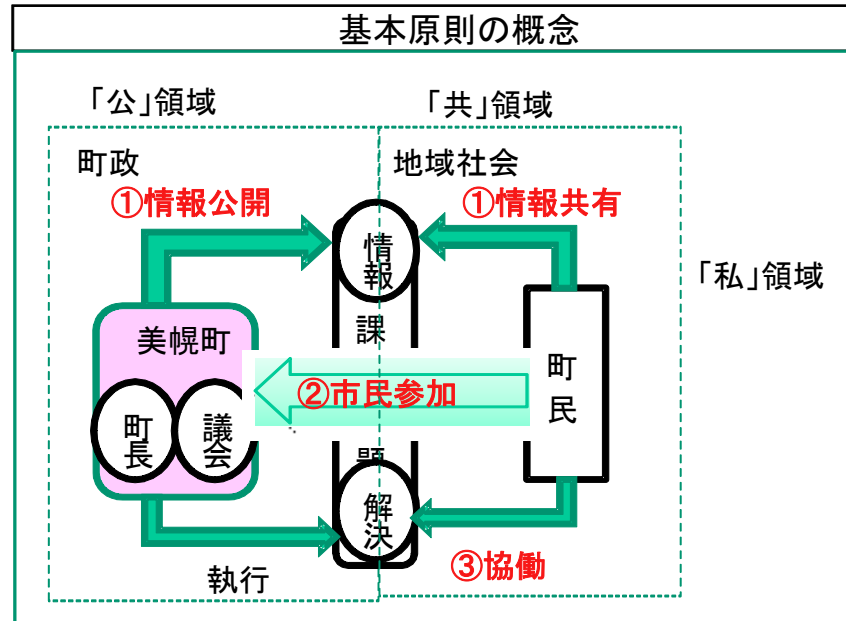
・**自治体としての自立を確保** → 団体としての自治体の自己決定・自己責任ができる体制の確保

自治基本条例の概要総則④基本原則 p16(条文集)

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
基本原則	なし	※第2章「情報共有」と第3章「町民参加」を2大原則に位置づけている。	<p>第1節 基本原則</p> <p>第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治運営の基本原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。</p> <p>2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによつて、市民が特別の不利益を受けることのないようにします</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。</p> <p>(3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。</p> <p>(4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようになるとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>	<p>(情報共有の原則)</p> <p>第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利)</p> <p>第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則)</p> <p>第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>私たちのまちづくりは、次に掲げる原則に基づき推進するものとします。</p> <p>(1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。</p> <p>(3) 参加の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。</p> <p>(4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。</p>	

自治基本条例の概要総則④基本原則 p16(条文集)

(4) 基本原則



川崎市自治基本条例

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) **情報共有の原則** 市政に関する情報を共有すること。
- (2) **参加の原則** 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) **協働の原則** 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないこと によって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします

ポイント

基本原則

①町民及び町（議会及び行政）は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- ・ **情報共有の原則** 町政に関する情報を共有すること。

なぜ→議会や行政の決定過程に町民自ら主体的に参加が求められる。参加のためにはわかりやすい情報の公開や説明があって、初めて情報の共有ができる。情報なくして参加なし。

- ・ **参加の原則** 町民の参加の下で町政が行われること。

なぜ→自治体経営は町民の意思に基づき行うためには、議会や行政の決定過程に町民の参加が必要である。

- ・ **協働の原則** 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

なぜ→私たちが生活する地域社会は自ら課題解決に取り組むが、私たちが解決に困っている課題への行政の支援（協働）があれば解決できる場合もある。ただし、主体は町民である。